

税務・人事労務ワンポイント (350)

税収の伸びと消費税

税理士 嶋 賢治

り所得税も法人税も大幅な伸びで、その金額はバブル期直後の1991年度以来26年ぶりの高水準です。

政府はアベノミクスの成果だと得意げですが、一方で「骨太の方針」で、2019年10月より消費税を8%から10%へ引き上げること、

医療機関にとつての現行消費税法は、社会保険診療にかかった経費に含まれる消費税を事業者が負担するという、理屈にかなわない理不尽なものです。

7月、財務省は国の2017年度の税収が前年度比6・0%（約3兆3千億円）増の58兆7874億円だったと発表しました。2017年末の株価上昇や、企業業績によ

本来消費税は、事業者がお客さんから預かった消費税から、負担した消費税を控除した差額を国に納めるようになっています。負担した消費税の方が多

ければ、その差額は国が事業者に還付しています。

医療における社会保険診療は消費税が非課税になっているので、患者さんからの消費税の預かりはありません。しかし、社会保険診療を行うにあたっての薬品費や消耗品費、医療器械等には多額の消費税がかかって、その分は医療機関が負担しています。

消費税の理屈からいけば、預かった消費税が0なので負担した消費税は医療機関に還付して当然です。そうではないと「消費税は事業者でなく消費者にかか

る税金です。」という政府の説明は成り立ちません。

は、低所得者により多く負担がかかる逆進性を避けるため設けられるものです。せつかくの非課税制度も社会保険診療に関しては、事業者である医療機関の犠牲の上に成り立っていると言わざるを得ません。

これを避けるには社会保険診療を課税にして0税率を適用し、全額還付させる以外ありません。

消費税以外の税収の伸びが顕著なこの時期に、景気の腰を折るような消費税率アップは避けるべきです。

同時に歳出に関して、米朝緊張緩和の流れなど見込んだ防衛費の大幅見直しも検討すべき項目です。